

所得控除の種類と要件、控除額の一覧

所得控除の種類	要件	控除額
基礎控除	すべての方が対象	38万円
配偶者控除	配偶者の所得38万円以下	38万円(70歳以上は48万円)
配偶者特別控除	配偶者の所得76万円未満で本人所得1000万円以下 (注)配偶者控除との二重適用はできません。	最高38万円
扶養控除	扶養親族の所得38万円以下	38万円
特定扶養	16歳以上23歳未満	63万円
老人扶養	70歳以上	48万円
同居老親等扶養	直系尊属で同居している老人扶養	58万円
障害者控除	本人・配偶者・扶養親族のいずれかが障害者	27万円(特別障害者は40万円)
寡婦(寡夫)控除	配偶者と死別又は離婚(他要件あり)	27万円(特定寡婦は35万円)
勤労学生控除	勤労学生で所得65万円以下(他要件あり)	27万円
生命保険料控除	生命保険料等及び個人年金保険料等の支払い	各最高5万円
地震保険料控除 ※	地震保険料等の支払い	所得税で最大5万円(2007年以後)住民税で最大2万5000円(2008年度以後)
社会保険料控除	健康保険料等の支払い (注)国民年金や国民年金基金の払い込みについては証明書の添付が必要で	支払額
小規模事業共済等掛金控除	小規模事業共済等の掛金の支払い	支払額
寄付金控除 ※※	ユニセフ等への寄付	(寄付金と所得の40%の少ない額) - 5000円
雑損控除	自然災害などによる損害	(損害 - 所得の10%)と5万円を超える災害関連支出の多い
医療費控除	医療費が年間10万円超か所得の5%超	10万円と所得の5%のいずれか少ない額を超える支払い(200万円限度)

※ 地震保険料控除の新設にあわせ損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として長期損害保険は控除の対象に含まれます(06年末までに結んだ契約に限り、控除額は最大1万5000円)

※※ ふるさと納税の寄付も対象になりますが、控除は主に住民税で受けることになります。